

証券コード 4336

2020年6月5日

株 主 各 位

香川県高松市磨屋町2番地8

株式会社クリエアナブキ

代表取締役社長 上 口 裕 司

第34回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第34回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面をもって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月23日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月24日（水曜日）午前10時

2. 場 所 香川県高松市古新町9番地1

リーガホテルゼスト高松 2F エメラルド

※ 末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。

※ 新型コロナウイルスをめぐる状況の変化により、上記会場が使用困難となった場合、会場を変更する可能性がございます。その場合、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.crie.co.jp/>) にて速やかに変更後の会場をお知らせいたします。株主の皆様におかれましては、当日ご来場前に必ず当社ウェブサイトをご確認くださいようお願いいたします。

また、変更後の会場は上記会場よりも手狭になると想定されます。株主の皆様におかれましては、書面による議決権行使をご検討くださいますようお願いいたします。

3. 目的事項

報告事項

1. 第34期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第34期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役3名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役2名選任の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参くださいますよう併せてお願い申し上げます。
 - ◎ 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、計算書類の個別注記表は、法令および当社定款の定めによりインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.crie.co.jp/ir/library.php>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。従いまして、会計監査人および監査役が監査した計算書類は、本招集ご通知添付書類に記載した貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書のほか、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載している個別注記表となります。
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.crie.co.jp/>）に掲載させていただきます。

諸般の事情により、お土産を廃止させていただくこととなりました。
何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当期の事業の状況

① 事業の経過および成果

当期のわが国経済は、個人消費が持ち直し、設備投資も増加するなど、景気は緩やかな回復を続けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、期末にかけて大幅に下押しされる厳しい状況となりました。人材サービス業界に関しても、人手不足感の強まりで改善を続けてきた雇用情勢に、感染症の拡大が影を落とすつつあります。

このような経営環境の中にあって、当社グループは、新たなコーポレートスローガン「ひとに翼を。」を掲げ、女性の労働参加率の向上や海外人材の活用など、中四国の労働市場の現状に即した地域経済の活力の維持・向上に必要な施策の展開により、中四国での多様な雇用機会の創出を通じた収益の拡大に取り組みました。また、日本企業からのアウトソーシング、在ベトナム日系企業への人材派遣・人材紹介といった人材サービス関連事業をベトナムで開始するため、2019年11月に同国ダナン市において、HR ANABUKI VIETNAM CO., LTD. (非連結子会社) を設立いたしました。

以上の結果、当期の当社グループの業績は、中国地域での人材派遣売上の低迷などから、売上高が6,410,857千円(前期比99.0%)と僅かに減少したものの、物流関連アウトソーシング事業などの総利益率の改善により、営業利益は146,123千円(同128.2%)、経常利益は181,209千円(同110.7%)、親会社株主に帰属する当期純利益は99,046千円(同104.6%)といずれも前期比で増益となりました。

各事業部門の業績は、次のとおりであります。

(人材派遣事業)

当事業の売上高は3,490,123千円(前期比96.5%)となりました。

当社グループの主力である当事業では、強みを有する事務系派遣や紹介予定派遣に加えて、軽作業系の派遣、子育てや家事と両立しやすい時短派遣にも注力いたしました。中国地域での売上低迷から、前期実績を下回りました。

なお、子育て世代の女性にすこやかな働き方を提案するプロジェクト「ママ友ワーキングラボ」において「親子でおしごと相談会」を継続的に開催するなど、女性就業支援への取組みを一段と強化しております。

(アウトソーシング事業)

当事業の売上高は2,397,333千円（前期比105.6%）となりました。

株式会社クリエ・ロジプラスが営む物流関連アウトソーシング事業では、主たる取引先からの受注が底堅く推移する中、他の大口取引先からの受注が増加してきております。また、香川県高松市の本社事業所内に開設したCADセンターで作図業務の請負を開始するなど、当社単体の売上も好調に推移したことから、前期実績を上回りました。

なお、当社は、株式会社ママスクエアとの間に締結したフランチャイズ・チェーン加盟契約に基づき、前期の「クリエ×ママスクエア高松」に続いて、中国地域で初めてとなる未就学児の母親を対象とした見守りスペース付オフィス「クリエ×ママスクエア広島」を当社広島支店事業所内に開設し、2019年7月から事務系業務の請負を開始しております。

(人材紹介事業)

当事業の売上高は170,635千円（前期比80.0%）となりました。

収益性の高い当事業では、東京と大阪の「中国・四国UIターンセンター」を主軸に、自治体との連携強化を図りながら、2大都市圏から中四国への人材還流に繋がるUIターン転職支援を積極的に推進いたしました。また、地域在住の幅広い層の求職者を対象とした中四国域内での転職支援にも注力いたしました。成約件数が全般的に伸び悩み、前期実績を下回りました。

なお、海外人材活用の取組みの一環として、前期末からベトナム人の高度人材を地域企業に紹介するサービスを開始いたしました。また、2019年4月施行の改正出入国管理法に基づいて、特定技能外国人の就労支援を行う登録支援機関としての登録を同年9月に受けております。

(採用支援事業)

当事業の売上高は311,018千円（前期比93.8%）となりました。

株式会社採用工房を中核企業として首都圏や近畿圏で営んでいる当事業については、企業の求人・採用に係る代行業務において業況が急変した一部取引先からの受注が著しく減少したことなどから、前期実績を下回りました。

(その他の事業)

再就職支援、研修・測定サービスなど、上記の各事業部門に含まれない事業の売上高は41,746千円（前期比101.9%）となりました。

なお、障がい者の就業・雇用を支援するため、発芽ニシニクの栽培および熟成製造の事業化に向けた取組みを開始しております。

事業部門別売上高および構成比

	売上高	構成比
人材派遣事業	3,490,123千円	54.4%
アウトソーシング事業	2,397,333千円	37.4%
人材紹介事業	170,635千円	2.7%
採用支援事業	311,018千円	4.9%
その他の事業	41,746千円	0.6%
合計	6,410,857千円	100.0%

② 設備投資の状況

特記事項はありません。

③ 資金調達の状況

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額550,000千円の当座貸越契約を締結しており、当期末における借入実行残高は16,000千円であります。

(2) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第 31 期 2017年 3 月期	第 32 期 2018年 3 月期	第 33 期 2019年 3 月期	第 34 期 2020年 3 月期
売 上 高 (千円)	6,790,887	6,638,731	6,474,980	6,410,857
経 常 利 益 (千円)	137,081	146,898	163,744	181,209
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	84,582	87,057	94,693	99,046
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	36円58銭	37円65銭	40円95銭	42円83銭
総 資 産 (千円)	1,926,131	2,014,838	2,105,521	2,146,624
純 資 産 (千円)	948,423	1,017,077	1,094,541	1,174,836
1 株 当 た り 純 資 産 額	380円94銭	410円61銭	443円50銭	476円26銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式総数により、算出しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を第33期より適用しており、第32期の金額は組替え後の金額で表示しております。

② 当社の財産および損益の状況

区 分	第 31 期 2017年 3 月期	第 32 期 2018年 3 月期	第 33 期 2019年 3 月期	第 34 期 2020年 3 月期
売 上 高 (千円)	4,530,566	4,613,043	4,564,978	4,503,001
経 常 利 益 (千円)	106,864	97,172	123,190	115,181
当 期 純 利 益 (千円)	86,167	69,633	80,859	68,928
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	37円26銭	30円11銭	34円97銭	29円81銭
総 資 産 (千円)	1,479,145	1,496,201	1,598,895	1,570,376
純 資 産 (千円)	761,443	812,629	874,867	920,490
1 株 当 た り 純 資 産 額	329円26銭	351円40銭	378円32銭	398円05銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式総数により、算出しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を第33期より適用しており、第32期の金額は組替え後の金額で表示しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	親会社の持株数 (議決権比率)	親会社との主な取引
㈱穴吹ハウジングサービス	65,500株 (2.8%)	人材派遣、支店事務所の賃借等の取引関係があります。
穴吹興産(株)	1,323,500株 (57.2%)	人材派遣、本社事務所の賃借等の取引関係があります。

- (注) 1. ㈱穴吹ハウジングサービスは、穴吹興産(株)の親会社であります。
2. 親会社等である㈱穴吹ハウジングサービスおよび穴吹興産(株)との各取引については、市場価格を参考に、取引条件を決定しております。また、当社取締役会は、両社との取引が通常の見込条件で行われる一般的なものであり、当社の利益を害するものではないと判断しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
㈱クリエ・ロジプラス	50,000千円	90.0%	アウトソーシング事業
㈱採用工房	12,000千円	60.0%	採用支援事業

- (注) 当期の末日において、特定完全子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

同一労働同一賃金の実現を目的とした改正労働者派遣法が2020年4月に施行されました。働き方の多様化が進む中、法改正に伴う派遣労働者の待遇改善により、人材派遣市場が活性化していくことが期待されます。しかし、これと時を同じくして、新型コロナウイルス感染症が世界各国を襲う予期せぬ事態が生じました。感染拡大を防止するための企業活動の自粛が広がり、急激な景気後退を通じた雇用環境の悪化を予想せざるを得ない状況になりつつあります。

当社は、新年度を迎えるにあたり、外的動機として「顧客とパートナーシップを構築し、新たな雇用を創り出すことで地域社会の課題解決に貢献する」、内的動機として「あらゆる取り組みを支援し助け合う自由闊達な組織風土を醸成するとともに、カウンセリング力が売りのコンサルタント集団となる」という2つの中期ビジョンを掲げました。

この中期ビジョン実現に向けて、期初に組織改編を実施し、人材派遣事業と人材紹介事業の主管部署を統合いたしました。社員の大半がキャリアコンサルタント国家資格を有する当社ならではのカウンセリング力を駆使し、地域のあらゆる求職者に対して、仕事や働き方をワンストップで提案してまいります。また、東京と大阪に設けた「中国・四国UIターンセンター」を軸に、引き続き、大都市圏から中四国への人材還流を促進してまいります。

子育て世代の女性の就業支援では、株式会社ママスクエアとの協業強化により、多様な契約形態での「ママスクエア」開設を進め、ママが子どものそばで働けるワーキングスタイルを中四国の各地に広めてまいります。

障がい者の就業支援では、発芽ニンニクの栽培・熟成に関する株式会社Plus Oneとの業務提携のもと、香川県坂出市に新設した「ウェル工房」において障がい者による熟成黒ニンニクの製造を開始いたします。当社が雇用する障がい者だけでなく、順次、法定雇用率の達成に課題を抱える企業が新たに雇用する障がい者にも、働く場を提供していく計画です。

海外人材の活用では、ベトナムに設立した非連結子会社 HR ANABUKI VIETNAM CO., LTD. において、日本企業からの業務請負を開始いたします。また、同社との緊密な連携のもと、中四国の地域企業の労働力確保に資する海外人材の紹介や受入れ支援にも注力してまいります。

松下幸之助の名言のひとつに「窮境は尊いチャンス」という言葉があります。当社は、直面する困難な経営環境をチャンスと捉え、社員一人一人の自律性と協働性を高めながら、あらゆるひとの働き方を応援し、雇用の場の創出に取り組んでいく所存です。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

当社グループは、人材派遣事業、アウトソーシング事業、人材紹介事業、採用支援事業およびその他の事業を行っております。各事業の内容は、次のとおりであります。

① 人材派遣事業

厚生労働大臣の許可を受けて、労働者派遣法に基づく労働者派遣事業を行っております。

② アウトソーシング事業

取引先の業務過程の一部を受託する事業を行っております。

③ 人材紹介事業

厚生労働大臣の許可を受けて、職業安定法に基づく有料職業紹介事業を行っております。

④ 採用支援事業

企業の求人・採用に係る代行業務などの事業を行っております。

⑤ その他の事業

再就職支援、研修・測定サービス、組織人事コンサルティングといった人材サービス関連の事業を行っております。

(6) 主要な事業施設等 (2020年3月31日現在)

① 当社	本社	香川県高松市
	高松支店	香川県高松市
	丸亀支店	香川県丸亀市
	徳島支店	徳島県徳島市
	高知支店	高知県高知市
	松山支店	愛媛県松山市
	新居浜支店	愛媛県新居浜市
	広島支店	広島市中区
	岡山支店	岡山市北区
	名古屋支店	名古屋市中区
	中国・四国U I ターン センター (梅田)	大阪市北区
	中国・四国U I ターン センター (渋谷)	東京都渋谷区
② 子会社		
株式会社クリエ・ロジプラス	本社	香川県高松市
	志度事業所	香川県さぬき市
	春日事業所	香川県高松市
	観音寺事業所	香川県観音寺市
株式会社採用工房	本社	東京都渋谷区

(7) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前期末比増減
人材派遣事業 アウトソーシング事業 人材紹介事業	474名	△24名
採用支援事業	15名	△1名
その他の事業	6名	+2名
全社(共通)	8名	△5名
合計	503名	△28名

- (注) 1. 使用人数は、就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、フルタイム有期契約労働者を含めております。
2. 「全社(共通)」として記載している使用人は、特定の事業部門に区分できない管理部門に所属している者であります。

② 当社の使用人の状況

区分	使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	41名	+1名	40.4歳	9.3年
女性	63名	±0名	38.3歳	7.1年
合計又は平均	104名	+1名	39.1歳	8.0年

- (注) 使用人数は、就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、フルタイム有期契約労働者を含めております。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額
㈱百十四銀行	50,000千円
㈱伊予銀行	20,000千円
㈱香川銀行	8,000千円
㈱あおぞら銀行	8,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 9,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,340,000株 (自己株式27,473株を含む。)
- (3) 株主数 810名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
穴吹興産(株)	1,323,500株	57.2%
藏田徹	228,700株	9.9%
クリエアナプキ従業員持株会	77,600株	3.4%
(株)穴吹ハウジングサービス	65,500株	2.8%
穴吹忠嗣	48,000株	2.1%
深谷泰平	31,000株	1.3%
上口裕司	29,000株	1.3%
山下博	27,000株	1.2%
楠本秀作	25,300株	1.1%
ディーエスケイ(株)	20,000株	0.9%

- (注) 1. 当社は、自己株式を27,473株保有しておりますが、上記の大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2020年3月31日現在)
該当事項はありません。
- (2) 当期中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況 (2020年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 会 長 兼 グ ル ー プ C E O	藏 田 徹	(株)クリエ・ロジプラス取締役
代 表 取 締 役 社 長	上 口 裕 司	(株)クリエ・ロジプラス取締役 (株)採用工房取締役
取 締 役	大 谷 佳 久	穴吹興産(株)取締役 あなぶきメディカルケア(株)代表取締役社長
常 勤 監 査 役	林 隆 司	(株)クリエ・ロジプラス監査役 (株)採用工房監査役
監 査 役	柳 瀬 治 夫	弁護士
監 査 役	桑 島 美 恵 子 (通称名：岡崎美恵子)	公認会計士

- (注) 1. 穴吹興産(株)は、当社の親会社であります。
2. グループCEOは、当社グループ（当社、(株)クリエ・ロジプラスおよび(株)採用工房の3社により構成）の経営全般を統括する役職であります。
3. 監査役柳瀬治夫氏および桑島美恵子氏は、社外監査役であります。
4. 監査役桑島美恵子氏は、公認会計士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として監査役柳瀬治夫氏および桑島美恵子氏を指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当期中の取締役の異動は、次のとおりであります。
- 2019年6月20日開催の第33回定時株主総会の終結の時をもって、取締役穴吹忠嗣氏が任期満了により退任いたしました。
- なお、穴吹忠嗣氏は、穴吹興産(株)の代表取締役社長であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役である大谷佳久氏ならびに監査役である林隆司氏、柳瀬治夫氏および桑島美恵子氏との間で、当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

(3) 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	支 給 額
取 締 役	2名	37,243千円
監 査 役	3名	9,600千円
合 計	5名	46,843千円

- (注) 1. 取締役の支給人員は、無報酬の取締役2名（当期中に退任した取締役1名を含む。）を除いております。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 支給額のうち、社外役員2名の報酬等の総額は3,000千円であります。
4. 取締役の報酬限度額は、2001年6月21日開催の第15回定時株主総会において年額80,000千円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、2001年6月21日開催の第15回定時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。
6. 各取締役の報酬月額、報酬限度額の範囲内で、経験等を踏まえた職位別の基本額をベースに、直前事業年度の利益目標、生産性目標、成長性目標および政策指標（年度方針）目標の達成度などを加味して、決定しております。また、各監査役の報酬月額は、報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。なお、親会社との兼務役員2名（取締役2名。但し、当期中に退任した取締役1名を含む。）については、当社および親会社における業務内容を勘案した所要の調整を行っております。
7. 当社には役員退職慰労金制度がなく、役員賞与も支給しておりません。

(4) 社外役員に関する事項

① 取締役

該当者はありません。

② 監査役

a. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
特記事項はありません。

b. 当期における主な活動状況

柳瀬治夫氏

当期中に開催された取締役会15回のうち14回（うち定時取締役会には12回全て）、監査役会14回全てに出席し、議案の審議に必要な質問と豊富な経験に基づく適切な発言を行っております。

桑島美恵子氏

当期中に開催された取締役会15回のうち14回（うち定時取締役会には12回全て）、監査役会14回全てに出席し、議案の審議に必要な質問と豊富な経験に基づく適切な発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人に支払った報酬等の総額

	支払額
当期に係る会計監査人の報酬等の額	22,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当期に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制の決議の内容の概要および当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制の決議の内容の概要

当社は、2008年9月16日開催の取締役会において、「株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制」の整備に関する事項を決定いたしました。2020年3月31日現在における概要は、次のとおりであります。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- a. 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するため、取締役会はコンプライアンス規程を制定し、取締役および使用人はこれを遵守する。
- b. 事業年度ごとに、重要な経営方針を策定し、全社への浸透を図る。
- c. コンプライアンス委員会を設置し、規程、マニュアル等の制定および見直し、全社への周知徹底を行う。
- d. コンプライアンス体制を有効に機能させるため、コンプライアンスに関する研修等の具体的な年間計画をコンプライアンス委員会で策定し、体制整備を進める。
- e. 組織及び職務分掌・職務権限規程を制定し、職務の執行について責任および範囲を明確に定める。
- f. 取締役および使用人による法令等の違反を早期に発見・是正するため、内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。
- g. 内部監査規程を定め、各部門から独立した内部監査員が内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。
- h. 社会の秩序や安全、企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たない。また、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、警察、顧問弁護士等と連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- a. 取締役の職務執行に係る情報については、社内文書保管・保存規程に従い、適切な保存および管理を行う。

- b. 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理は、当該情報を取締役および監査役が常時閲覧できる環境で行う。
- c. 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理事務の所管は、関連規程の定めに従う。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役会は経済情勢、業界の動向等を勘案した中期経営計画を策定する。また、当該計画達成のため、各部門において具体的な行動計画を立案し、常勤の取締役全員および執行役員全員により構成される経営会議への報告等を通して、統一的な進捗管理を行う。
- b. 取締役会規程、組織及び職務分掌・職務権限規程、および稟議規程を制定し、決裁手続および権限等を明確に定める。
- c. 取締役の職務執行の管理・監督を行うため、毎月1回、定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

④ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- a. 子会社には取締役会を設置し、当社の役員または執行役員1名以上が子会社の役員を兼任する。
- b. 取締役会は、当社グループ（当社および当社の子会社のことをいう。以下同じ。）の中期経営計画を策定する。また、当該計画達成のため、各子会社に具体的な行動計画を立案させ、その進捗管理を行わせる。
- c. 子会社に対し、少なくとも毎月1回、当社の取締役会または経営会議において、営業成績、財務、人事その他の経営上の重要事項に関する報告を行うことを義務づける。
- d. 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための各種施策に加え、当社グループとして必要な企業倫理、コンプライアンス、リスク管理の体制等を整備し、浸透を図る。
- e. 当社グループにおける取引等については、法令、定款、企業会計基準、税法その他の社会的規範に照らして適切なものでなければならない。
- f. 当社グループにおける取引等の公正性および適正性を確保するため、会社間の取引等に係る方針を関係会社管理規程として定め、同規程に基づいた運営および管理を行う。

- ⑤ 当社グループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- a. 当社グループにおける損失の危険の管理を適切に行うため、リスク管理の基本的事項をリスク管理規程に定め、リスク管理統括部門および必要に応じ代表取締役社長が指名した者が、各リスクについて網羅的、体系的な管理を行う。
 - b. リスク管理統括部門は、リスク管理規程に基づいて、当社グループのリスク管理を行う。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- a. 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下「監査役補助者」という。）を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、適当な使用人を配置しなければならない。
 - b. 監査役補助者は、監査役よりその職務執行に必要な命令を受けた場合、その命令に関して取締役および使用人の指揮命令を受けない。
 - c. 監査役補助者の取締役からの独立性および監査役補助者に対する監査役の指示の実効性を確保するため、その人事異動については、監査役の同意を必要とする。また、取締役会の決議により監査役補助者を懲戒に付す場合にも、監査役の同意を必要とする。
- ⑦ 監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- a. 取締役は、監査役の要請に応じて、経営会議その他の重要な会議に監査役が出席できる機会を確保する。
 - b. 当社グループ役職員（当社の取締役および使用人ならびに当社の子会社の取締役、監査役および使用人のことをいう。以下同じ。）は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実や不正の行為または法令、定款に違反する重大な事実を発見した場合、直ちに当該事実を当社の監査役に報告する。
 - c. 当社グループ役職員は、当社の監査役から業務に関する報告を求められた場合、速やかにこれに応じる。
 - d. 当社の監査役に報告を行った当社グループ役職員に対し、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを行うことを禁止する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査役会は、代表取締役社長と定期的な会合を持ち、意見交換を行う。
- b. 監査役会は、会計監査人と定期的な会合を持ち、意見交換を行う。
- c. 監査役は、内部監査員に対し、職務の執行に必要な協力を求めることができる。
- d. 監査役から会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求を受けたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められる場合を除き、速やかにこれに応じる。

⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- a. 財務報告の信頼性を確保するため、代表取締役社長の指示のもと、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムを構築する。
- b. 代表取締役社長は、内部統制システムの整備・運用を継続的に評価する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期における主な取り組みは、次のとおりであります。

① 取締役の職務の執行に関する取り組み

当社では、取締役会規程に基づき、定時取締役会を毎月開催し、経営の基本方針、経営戦略に関する重要事項の審議のほか、月次決算の確認・検討などを行っております。また、会社法、金融商品取引法その他諸法令ならびに東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める会社情報の適時開示に関する規定に従って情報開示を行う場合など、適時・適切かつ迅速な意思決定の必要が生じたときには、取締役会規程に基づいて開催する臨時取締役会決議または当社定款第23条第2項に基づく書面決議によって意思決定を行っております。このほか、社内の懸案事項や課題解決の協議など、具体的な業務執行に関する事項の審議を目的として、常勤の取締役全員および執行役員全員を構成員とする経営会議を定期的に開催しております。

なお、当期においては、定時取締役会を12回、臨時取締役会を3回開催したほか、書面決議を1回行っております。

② 当社グループにおける業務の適正確保に関する取り組み

当社の各子会社の代表取締役またはその報告代行者（子会社役員を兼務する当社役員または執行役員）が、毎月1回以上、当社の定時取締役会または経営会議において、各社の営業成績、財務、人事その他の経営上の重要事項に関する報告を行っております。

③ 監査役の職務の執行に関する取り組み

監査役は、期ごとに策定する監査計画に基づいて監査を実施するとともに、監査役会を毎月1回以上開催し、業務監査の報告を行うほか、必要に応じて代表取締役社長、取締役等と監査内容に関する意見交換を行っております。また、定期的に会計監査人と面談し、監査結果の報告を受けるとともに、経営上の重要事項に関する意見交換を行っております。

なお、当期においては、監査役会が14回開催されております。

④ 財務報告の信頼性を確保するための取り組み

代表取締役社長の指示のもと、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの構築を進めるとともに、内部統制評価委員会において、当該システムの整備・運用状況に関する評価を実施し、その結果を定期的に取締役会に報告しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	【1,867,617】	【流動負債】	【848,334】
現金及び預金	1,108,649	短期借入金	16,000
売掛金	685,931	1年内返済予定の長期借入金	70,000
仕掛品	458	未払金	91,150
原材料及び貯蔵品	1,044	未払費用	413,504
関係会社短期貸付金	50,000	未払消費税等	122,006
前払費用	20,006	未払法人税等	41,165
その他	2,462	預り金	7,761
貸倒引当金	△936	賞与引当金	80,940
【固定資産】	【279,007】	その他	5,806
(有形固定資産)	(68,662)	【固定負債】	【123,453】
建物	51,769	退職給付に係る負債	123,453
工具、器具及び備品	16,892	負債合計	971,788
(無形固定資産)	(28,999)	純 資 産 の 部	
のれん	2,197	【株主資本】	【1,100,972】
ソフトウェア	23,077	資本金	243,400
電話加入権	3,724	資本剰余金	112,320
(投資その他の資産)	(181,345)	利益剰余金	751,932
投資有価証券	2,051	自己株式	△6,679
関係会社出資金	28,457	【その他の包括利益累計額】	【384】
繰延税金資産	79,351	その他有価証券評価差額金	384
差入保証金	69,351	【非支配株主持分】	【73,479】
その他	2,133	純資産合計	1,174,836
資産合計	2,146,624	負債純資産合計	2,146,624

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		6,410,857
売上原価		5,128,335
売上総利益		1,282,522
販売費及び一般管理費		1,136,398
営業利益		146,123
営業外収益		
受取利息	282	
受取配当金	19	
受取貸料	212	
助成金収入	30,319	
雑収入	5,142	35,975
営業外費用		
支払利息	863	
為替差損	26	889
経常利益		181,209
特別損失		
減損損失	9,774	9,774
税金等調整前当期純利益		171,435
法人税、住民税及び事業税	67,483	
法人税等調整額	△3,659	63,823
当期純利益		107,611
非支配株主に帰属する当期純利益		8,565
親会社株主に帰属する当期純利益		99,046

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額		
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 の 有 価 証券の価差	他 株 主 資本等	の 他 の 利益累計額
2019年4月1日 期首残高	243,400	112,320	676,011	△6,679	1,025,052	564		564
連結会計年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当			△23,125		△23,125			
親会社株主に帰属する当期純利益			99,046		99,046			
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)						△180		△180
連結会計年度中の変動額合計	—	—	75,920	—	75,920	△180		△180
2020年3月31日 期末残高	243,400	112,320	751,932	△6,679	1,100,972	384		384

	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 計 合
2019年4月1日 期首残高	68,924	1,094,541
連結会計年度中の変動額		
剰 余 金 の 配 当		△23,125
親会社株主に帰属する当期純利益		99,046
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	4,555	4,374
連結会計年度中の変動額合計	4,555	80,295
2020年3月31日 期末残高	73,479	1,174,836

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数 2社
連結子会社の名称 株式会社クリエ・ロジプラス
株式会社採用工房

② 非連結子会社の名称等 非連結子会社

HR ANABUKI VIETNAM CO., LTD.

(連結の範囲から除いた理由)

上記の非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）のいずれにおいても、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結の範囲および持分法の適用の範囲の変更に関する事項

① 連結の範囲の変更

該当事項はありません。

② 持分法の適用の範囲の変更

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度の末日が連結会計年度の末日と異なる会社はありません。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

a. その他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

b. たな卸資産

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

a. 有形固定資産

定率法

但し、2016年4月1日以降に取得した建物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物 3～22年

工具、器具及び備品 3～20年

(少額減価償却資産)

取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年平均償却によっております。

b. 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

a. 貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、当社および連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

b. 賞与引当金

使用人の賞与支払に備えるため、当社および連結子会社は当連結会計年度末における支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

当社および連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

5. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 54,493千円
(2) 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行との間で、それぞれ当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく、当連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越極度額	550,000千円
借入実行残高	16,000千円
差引額	534,000千円

6. 連結損益計算書に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用 途	場 所	種 類	減 損 損 失
事務所設備	広島市中区	建物等	8,758千円
	岡山市北区	電話加入権等	1,015千円
合計	—	—	9,774千円

当社グループは、原則として、支店を基準としてグルーピングを行っております。

減損損失を計上した事象は、次のとおりであります。

広島市中区（事務所設備）

同業者間の競争激化によって収益力が低下している広島支店事業所の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額いたしました。なお、回収可能価額は、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスのため、零としております。

その内訳は、建物6,298千円、工具、器具及び備品1,066千円、電話加入権364千円、差入保証金1,029千円であります。

岡山市北区（事務所設備）

同業者間の競争激化によって収益力が低下している岡山支店事業所の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額いたしました。なお、回収可能価額は、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスのため、零としております。

その内訳は、建物183千円、電話加入権436千円、差入保証金395千円であります。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	2,340,000株	一株	一株	2,340,000株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	27,473株	一株	一株	27,473株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2019年6月20日開催の第33回定時株主総会決議による配当に関する事項

- a. 配当金の総額 23,125,270円
- b. 1株当たり配当額 10円
- c. 基準日 2019年3月31日
- d. 効力発生日 2019年6月21日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2020年6月24日開催の第34回定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

- a. 配当金の総額 23,125,270円
- b. 1株当たり配当額 10円
- c. 基準日 2020年3月31日
- d. 効力発生日 2020年6月25日

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画（設備投資計画を含む。以下同じ。）に照らし、主として銀行借入により、必要な資金を調達しております。一時的な余資の運用については、経営状況が健全な金融機関の短期性の預金等に限定しており、また、短期的な運転資金は銀行借入により調達しております。

なお、当社グループは、デリバティブ取引を行っておりません。

② 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払費用は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金は、主に営業取引に係る資金調達を目的としたものであります。また、長期借入金は、主に営業取引に係る資金調達および設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後約1年であります。これらの借入金のうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社では、債権及び与信管理規程に従い、営業債権について、各取引担当部門と当該規程の主管部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

なお、当社の連結子会社においても、同様の方法によって管理しております。

b. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、投資有価証券について、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

短期借入金および長期借入金については、担当部門が適時に利率動向等をモニタリングすることにより、市場リスクを管理しております。

c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部門からの報告に基づき担当部門が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、営業債務や借入金についての流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んで

いるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,108,649	1,108,649	—
(2) 売掛金	685,931	685,931	—
(3) 投資有価証券	1,051	1,051	—
資産計	1,795,632	1,795,632	—
(1) 短期借入金	16,000	16,000	—
(2) 1年内返済予定の長期借入金	70,000	69,958	△41
(3) 未払費用	413,504	413,504	—
(4) 未払消費税等	122,006	122,006	—
負債計	621,510	621,469	△41

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 短期借入金、(3) 未払費用、(4) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 1年内返済予定の長期借入金

長期借入金のうち固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利息の合計額を同様の借入れにおいて想定される利率で割り引いて、現在価値を算出しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	1,000

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産 (3) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,108,649	—	—	—
売掛金	685,931	—	—	—
合計	1,794,581	—	—	—

4. 借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	16,000	—	—	—	—	—
長期借入金	70,000	—	—	—	—	—
合計	86,000	—	—	—	—	—

9. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 476円26銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 42円83銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. 追加情報

該当事項はありません。

13. その他の注記

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

株式会社クリエアナブキ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渡	辺	力	夫	Ⓜ	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小	川	伊	智	郎	Ⓜ

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社クリエアナブキの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社クリエアナブキ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適正であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第34期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月22日

株式会社クリエアナブキ 監査役会

常勤監査役	林	隆	司	Ⓔ	
監査役（社外監査役）	柳	瀬	治	夫	Ⓔ
監査役（社外監査役）	桑	島	美	恵子	Ⓔ

貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	[1,262,646]	【流動負債】	[599,837]
現金及び預金	681,551	短期借入金	16,000
売掛金	511,994	1年内返済予定の長期借入金	70,000
仕掛品	458	未払金	46,913
原材料及び貯蔵品	1,044	未払費用	311,710
関係会社短期貸付金	50,000	未払消費税等	87,952
前払費用	15,735	未払法人税等	12,098
その他	1,913	前受金	2,042
貸倒引当金	△51	預り金	5,752
【固定資産】	[307,730]	賞与引当金	46,609
(有形固定資産)	(32,529)	その他	759
建物	18,771	【固定負債】	[50,048]
工具、器具及び備品	13,758	退職給付引当金	50,048
(無形固定資産)	(24,666)	負債合計	649,886
のれん	552	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	20,389	【株主資本】	[920,106]
電話加入権	3,724	資本金	243,400
(投資その他の資産)	(250,533)	資本剰余金	112,320
投資有価証券	2,051	資本準備金	112,320
関係会社株式	133,500	利益剰余金	571,065
関係会社出資金	28,457	利益準備金	6,380
繰延税金資産	37,451	その他利益剰余金	564,685
差入保証金	47,039	繰越利益剰余金	564,685
その他	2,033	自己株式	△6,679
資産合計	1,570,376	【評価・換算差額等】	[384]
		その他有価証券評価差額金	384
		純資産合計	920,490
		負債純資産合計	1,570,376

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		4,503,001
売 上 原 価		3,434,030
売 上 総 利 益		1,068,971
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		968,699
営 業 利 益		100,271
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	280	
受 取 配 当 金	10,909	
業 務 受 託 手 数 料	3,710	
雑 収 入	806	15,706
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	769	
為 替 差 損	26	795
経 常 利 益		115,181
特 別 損 失		
減 損 損 失	9,774	9,774
税 引 前 当 期 純 利 益		105,407
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	33,041	
法 人 税 等 調 整 額	3,437	36,478
当 期 純 利 益		68,928

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本 合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金					
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その 他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
2019年4月1日 期首残高	243,400	112,320	112,320	6,380	518,881	525,262	△6,679	874,302	
事業年度中の変動額									
剰余金の配当					△23,125	△23,125		△23,125	
当期純利益					68,928	68,928		68,928	
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	45,803	45,803	—	45,803	
2020年3月31日 期末残高	243,400	112,320	112,320	6,380	564,685	571,065	△6,679	920,106	

	評価・換算差額等			純 資 産 計
	その 他有 価証券 評価 差額	評 価 換 算 差 額	・ 算 等 計	
2019年4月1日 期首残高	564	564		874,867
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△23,125
当期純利益				68,928
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	△180	△180		△180
事業年度中の変動額合計	△180	△180		45,623
2020年3月31日 期末残高	384	384		920,490

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

株式会社クリエアナブキ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渡	辺	力	夫	Ⓜ	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小	川	伊	智	郎	Ⓜ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社クリエアナブキの2019年4月1日から2020年3月31日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適正であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第34期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月22日

株式会社クリエアナブキ 監査役会

常 勤 監 査 役	林	隆	司	Ⓞ		
監査役(社外監査役)	柳	瀬	治	夫	Ⓞ	
監査役(社外監査役)	桑	島	美	恵	子	Ⓞ

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要な課題と認識しており、安定的かつ継続的な配当を実施してまいりたいと考えております。

第34期の剰余金の処分につきましては、当期の業績、今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金10円 総額23,125,270円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月25日

第2号議案 取締役3名選任の件

取締役全員（3名）が、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
1	くら 田 とおる 徹 (1959年1月21日生)	1986年4月 当社入社 1989年4月 当社 取締役 1991年10月 当社 常務取締役 1995年3月 当社 専務取締役 1996年7月 当社 代表取締役社長 2017年6月 当社 代表取締役会長 兼 グループCEO (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社クリエ・ロジプラス 取締役	228,700株
		<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>藏田徹氏は、設立当初から中心的な立場で人材サービス関連事業の運営に携わっており、1996年7月に代表取締役社長に就任した後は20年以上にわたり、強いリーダーシップにより当社の経営を牽引してまいりました。2017年6月からは代表取締役会長兼グループCEOとして、当社グループ（当社および子会社2社により構成）の経営全般を統括しております。当社の経営に欠かせない人材であることから、引き続き、取締役候補者といたしました。</p>	
2	じょう ぐち ひろ し 司 (1959年1月27日生)	1987年6月 当社入社 1999年6月 当社 取締役 2016年10月 当社 常務取締役 2017年6月 当社 代表取締役社長 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社クリエ・ロジプラス 取締役 株式会社採用工房 取締役	29,000株
		<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>上口裕司氏は、2017年6月に代表取締役社長に就任するまでの間、取締役として1999年6月から当社の経営に携わってまいりました。長く営業部門の責任者を務めた後、事業戦略部長（当時）と管理部長も歴任するなど、当社全部門の実務とその現状を熟知する唯一無二の人材であります。社長就任後は、豊富な経験に裏付けられたリーダーシップにより当社の経営を牽引していることから、引き続き、取締役候補者といたしました。</p>	

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式の数
3	おお 谷 佳 久 <small>たに よし ひさ</small> (1967年9月9日生)	1990年4月 穴吹興産株式会社入社 2006年10月 同社 執行役員 2012年6月 当社 取締役 (現任) 2012年9月 穴吹興産株式会社 シニア事業 部長 (現任) 2016年9月 同社 取締役 (現任) 2018年10月 同社 人事部長 (現任) (重要な兼職の状況) 穴吹興産株式会社 取締役 あなぶきメディカルケア株式会社 代表 取締役社長	一株
【取締役候補者とした理由】 大谷佳久氏は、穴吹興産株式会社（当社の親会社）入社以来、長年にわたり同社の主力事業である不動産関連事業の運営に携わり、2016年9月に同社取締役に就任いたしました。また、2009年6月から現在に至るまで、あなぶきメディカルケア株式会社（穴吹興産株式会社の子会社）の代表取締役社長として、その経営を担っております。穴吹興産株式会社を中核とした「あなぶきグループ」各社との連携を通じた事業領域の拡大を図っていく中で、同氏の豊富な経験を当社経営に活かすことができると判断し、引き続き、取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. 候補者大谷佳久氏は、あなぶきメディカルケア株式会社の代表取締役社長を兼務しており、当社は同社との間に人材派遣等の取引関係があります。
2. 候補者大谷佳久氏は、穴吹興産株式会社（当社の親会社）の業務執行者であり、過去5年間においても同社の業務執行者でありました。なお、同氏の同社における現在および過去5年間の地位および担当は、上記「略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況」欄に記載のとおりであります。
3. その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 当社は、非業務執行取締役である候補者大谷佳久氏との間に、会社法第427条第1項の規定により損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結しており、同氏が取締役に再任された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。
- ① 非業務執行取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ② 上記の責任限度が認められるのは、非業務執行取締役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役林隆司氏および柳瀬治夫氏が、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
1	はやし たかし 林 隆 司 (1956年8月16日生)	2010年9月 当社入社 2012年4月 当社 事業戦略部 2016年4月 当社 内部監査員 2018年6月 当社 常勤監査役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社クリエ・ロジプラス 監査役 株式会社採用工房 監査役	一株
2	やな せ はる お 柳 瀬 治 夫 (1959年2月19日生)	1980年10月 司法試験合格 1983年4月 司法修習終了 1983年4月 東京地方検察庁 検事 1988年4月 弁護士登録 (香川県弁護士会) 2001年7月 当社 監査役(現任)	一株

- (注) 1. 候補者林隆司氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者柳瀬治夫氏は、2006年3月から2008年3月まで、株式会社セシール(現 株式会社ディノス・セシール)の監査役でありました。当社および株式会社クリエ・ロジプラスは、株式会社セシール(当時)およびその子会社である株式会社セシールビジネス&スタッフィングとの間に、株式会社クリエ・ロジプラスが株式会社セシールビジネス&スタッフィングの物流関連アウトソーシング事業を譲り受ける旨の事業譲渡契約を2012年1月に締結し、同年3月に実行いたしました。なお、株式会社ディノス・セシールは株式会社クリエ・ロジプラスの主要取引先であり、同社から物流業務を受託しております。
3. 候補者柳瀬治夫氏は、社外監査役候補者であります。
4. 社外監査役候補者に関する事項
- (1) 社外監査役候補者とした理由および独立性について
- ① 柳瀬治夫氏につきましては、同氏の見識の高さおよび弁護士としての豊富な経験を当社監査体制の強化に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

- ② 当社は、同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。なお、当社が、同氏を独立役員に指定した理由は、次のとおりであります。
 - a. 経営者や特定の株主等から独立した立場において、一般株主の利益が害されることがないように経営を監督できる。
 - b. 弁護士としての豊富な経験、その経験を通して培われた高い見識に基づく助言を経営に反映させることで、健全かつ効率的な経営を担保できる。
 - (2) 社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断した理由について
柳瀬治夫氏は、社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、会社経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
 - (3) 柳瀬治夫氏は、現に当社の社外監査役であり、監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって約19年となります。
5. 当社は、監査役である候補者林隆司氏および柳瀬治夫氏との間に、会社法第427条第1項の規定により損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結しており、両氏が監査役に再任された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。
- ① 監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ② 上記の責任限度が認められるのは、監査役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、補欠監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

補欠監査役が監査役に就任する順序につきましては、第1順位を森敏法氏、第2順位を明石卓也氏とすることといたします。但し、森敏法氏は社外監査役の要件を充たしませんので、社外監査役が欠けた場合の補欠は明石卓也氏といたします。

また、補欠監査役の選任の効力につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
1	もり とし のり 森 敏 法 (1963年11月7日生)	1986年4月 穴吹興産株式会社入社 1986年4月 同社より当社に転籍 2013年10月 当社 管理部コンプライアンス推進室 2017年4月 当社 管理部コンプライアンス推進室長 (現任) 2019年4月 当社 管理部経営管理室長 (現任)	100株
2	あか し たく や 明 石 卓 也 (1984年10月9日生)	2010年9月 司法試験合格 2011年12月 司法修習終了 2011年12月 弁護士登録 (香川県弁護士会) 2011年12月 河村・柳瀬法律事務所 入所 (現在に至る)	一株

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 候補者明石卓也氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

3. 補欠の社外監査役候補者に関する事項

(1) 補欠の社外監査役候補者とした理由について

明石卓也氏につきましては、同氏の見識の高さおよび弁護士としての豊富な経験を当社監査体制の強化に活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (2) 社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断した理由について
明石卓也氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業
法務に精通しており、会社経営を統治する十分な見識を有しておられることから、
社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
4. 当社は、監査役との間に、会社法第427条第1項の規定により損害賠償責任を一定の範
囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、候補者森敏法氏または
明石卓也氏が監査役に就任することとなった場合には、当社との間で当該責任限定
契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。
- ① 監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第
425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ② 上記の責任限度が認められるのは、監査役がその責任の原因となった職務の遂行
について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 香川県高松市古新町9番地1
リーガホテルゼスト高松 2F エメラルド
TEL 087 - 822 - 3555



[交通のご案内]

J R高松駅より徒歩で約10分

高松空港より車で約30分

高松自動車道「高松中央IC」より車で約20分